

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0731第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0731第2号」 適用日 平成25年8月1日				
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
マイコプラズマ 抗原定性	150点	免疫学 的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的 検査の21	ア. マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ. 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 現時点では、検査を受託することができません。

■条件が追加された検査項目

「保医発0731第2号」 適用日 平成25年8月1日				
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
マイコプラズマ 抗体定性	32点	免疫学 的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的 検査の4	「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
マイコプラズマ 抗体半定量				
マイコプラズマ 抗原	170点	免疫学 的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的 検査の23	「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。